



# 自動車共済および愛車見舞金共済の 制度改定(最終討議案)のお知らせ

**自治労共済では、自動車共済第7次・愛車見舞金共済制度改定案について、2006年3月7日の県支部代表者会議で組織討議案を提起しました。**

この間の各県支部段階での組織討議等では、①前回の制度改定（2000年10月）による推進上の総括が不十分である、②制度内容は理解できるが、掛金の引き上げ幅が大きい、③掛金の引き上げに影響を与えている人身傷害補償が自動付帯となっているが、任意付帯にならないか、④オールリスク型補償は、収支に危険があるのではないか、⑤オールリスク型補償のモラルリスクに対応できるのか、⑥オールリスク型補償の掛金で多くの組合員の皆さんが利用できるのか、⑦加入者サービスとしては、全国における査定専門員の専任化がまず必要ではないか、など、制度骨格にかかわる意見・要望が出されました。

**これを踏まえて、制度改定(案)に下記の変更・補強を行い、(最終討議案)を作成しました。**

## ＜当初提案からの変更・補強点について＞

- 人身傷害補償が選択できるようになります。  
人身傷害補償が自動付帯される「基本制度」とは別に、「経過措置制度」として現行J型とあまり変わらない掛金額で人身傷害補償の無い型を新設しました。（人身傷害補償は、加入者全員付帯が望ましいため「経過措置制度」は次期制度改定を目途に廃止を予定します。）
- 他車運転特約の適用運転者の範囲を拡大します。  
他車運転特約が適用される運転者の範囲を共済契約者（新事業規約では記名被共済者〔実質所有者〕に変更予定、以下同じ）、その配偶者および共済契約証書記載上の実質所有者（父母・子）のみであったものを、共済契約者・配偶者、または共済契約者・配偶者と同居する父母・子に拡大します。
- 愛車見舞金制度の「ワイド型」補償を実現します。  
当初提案のオールリスク型補償は次期制度改定で再度検討することとし、支払対象事由を限定したワイド型（仮称）を実施します。この結果、オールリスク型より掛金額が約1割引下がり、加入しやすくなる一方で、9割以上の車両事故をカバーする制度となります。
- 愛車見舞金の先行払いを実施します。  
愛車見舞金共済の先行払いを実施し、示談前でも被共済車両の損害額を限度に自治労共済から被共済者に共済金を支払います。
- 既加入者の新ランク型への移行における掛金負担増加の緩和措置を実施します。  
① 四輪車C型既加入者の取り扱い  
四輪車C型の新ランク型への移行における掛金負担増加の緩和措置について、制度改定時期（2007年10月）以降に迎える継続契約は、継続直前まで連続3年以上5年以下の加入履歴があり、かつ無事故の場合は3ランク（1年目）に、継続直前まで連続6年以上の加入履歴があり、かつ継続直前までの6年間無事故の場合は4ランク（1年目）に読み替えることとします。なお、事故履歴がある場合は、2ランク（1年目）とします。  
また、上記に該当しない場合において、無事故割引制度未実施団体から切り替えられた契約については、客観的な事実（過去の切替前の共済証書の提示等）が確認される場合には、自治労共済加入履歴の長短に関わらず無事故の場合において、3ランク（1年目）とします。
- 月払口座振替を新設します。  
労金・郵貯に限定した形で、月払の口座振替を共済本部・県支部・単組の了解のもとで利用できるようにします。

C型継続年数	移行ランク
3～5年	3
6年以上	4



## 制度改定のポイント

- 1 組合員の皆さんを取り巻く厳しい状況を考慮し、掛金の引き上げ幅を極力抑制しました。
- 2 対人無制限補償への統一、人身傷害補償や対物無制限補償等を新設し、組合員の皆さんにとってニーズとメリットがあり、また、他保険等でも標準的になっている制度を実施します。
- 3 モラル・収支リスクに対応するとともに、安価な掛金設定で愛車見舞金共済の「ワイド」型保障を実現します。
- 4 ご加入者の皆さんに対する幅広いサービスを提供するため、自走不能の際の緊急修理や車両引き上げといったロードサービスや、現在、休日・夜間に対応してきた事故受付センターの「365日・24時間対応」を実施します。

# 自動車共済・愛車見舞金共済の補償内容と制度内容

## その1

組合員の皆さんにとってニーズとメリットがある制度を実施します。自治労共済の独自性と他保険の標準的な制度・仕組みを組み合わせ、他団体と競争力のある制度を実現します。



### I 自動車共済制度改定（案）

- 1 組合員の皆さんにとってわかりやすい仕組みと、業務の効率化による加入者サービスの向上のため、四輪車は新ランク型に、また、二輪・原付車は新一律掛金型に統合します。

	現行加入型	新加入型
四輪車	J型・C型	新ランク型（基本制度、経過措置制度）
二輪車	J型・C型・D型	新一律掛金型
原付車	J型・C型	新一律掛金型

J型・C型・D型は廃止になります。現行契約のランクは、新ランク型に引き継がれます（四輪車）。  
現行四輪C型のご契約者様は継続年数によって新ランク型の3、4ランクへ移行します。（継続年数、事故履歴の有無によっては2ランクへ移行する場合があります。）

- 2 全ての加入型に対人無制限補償を実施します。また、人身傷害補償の新設や、対物無制限補償や家族に限定している家族搭乗者傷害特約を家族以外の搭乗者を対象とするなど、より安心できる補償を実現します。

現行制度との比較と補償限度額	現行制度			新制度（太字部分が新しくなります）		
	J型	C型	D型	新ランク（基本制度）	新ランク（経過措置制度）	新一律掛金型
対人賠償	無制限	1億円	1億円	<b>無制限</b>	<b>無制限</b>	<b>無制限</b>
対物賠償	2,000万円	500万円	500万円	<b>無制限</b>	<b>無制限</b>	2,000万円（ <b>免責無し</b> ）
人身傷害補償	無し	無し	無し	<b>5,000万円（※1）</b>	無し	無し
無共済等自動車傷害特約	2億円	2億円	無し	2億円（※2）	2億円	2億円
自損事故傷害特約	1,600万円	1,600万円	無し	<b>無し（※3）</b>	1,600万円	1,600万円
搭乗者傷害特約（※4）	500万円	500万円	無し	無し	<b>1,000万円（自動付帯）</b>	500万円（自動付帯）

※1：重度後遺障害は1億円が限度になります。

※2：後遺障害が発生した場合、人身傷害補償と無共済等自動車傷害特約の双方の制度からの重複支払いはありません。被共済者に人身傷害補償の支払限度額では対応出来ない重篤な後遺障害が発生した場合には、人身傷害補償と無共済等自動車傷害特約をあわせて2億円まで補償します。

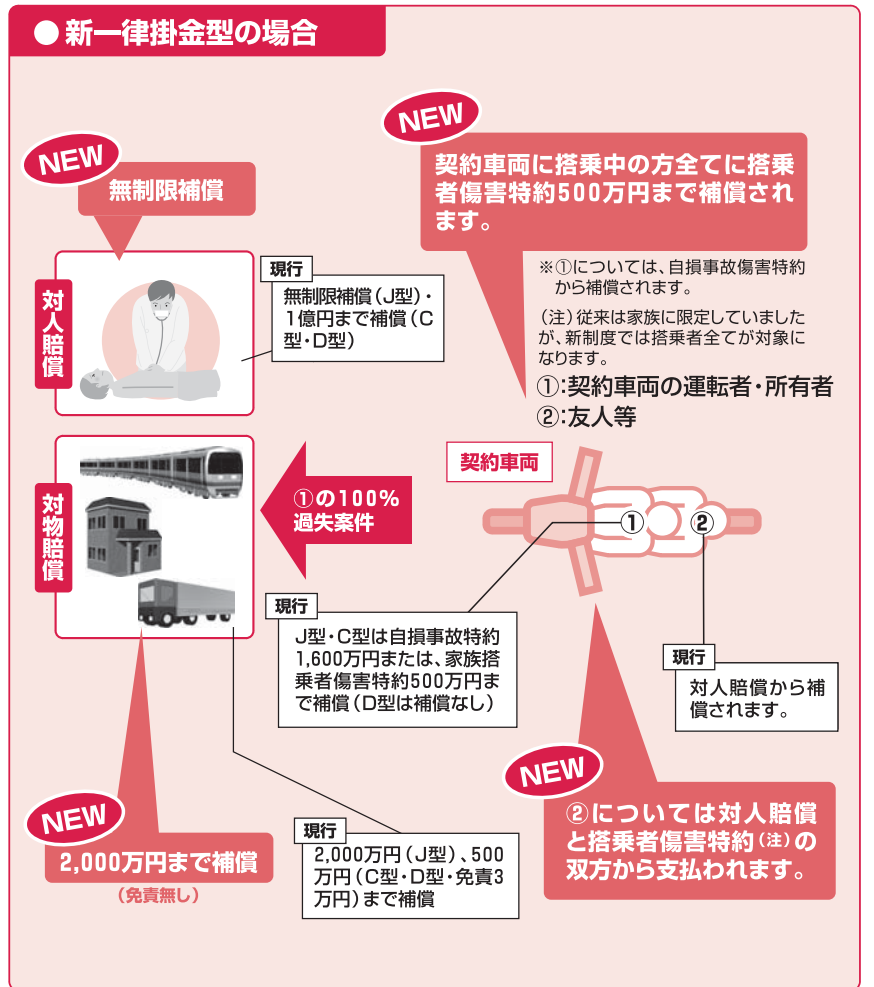
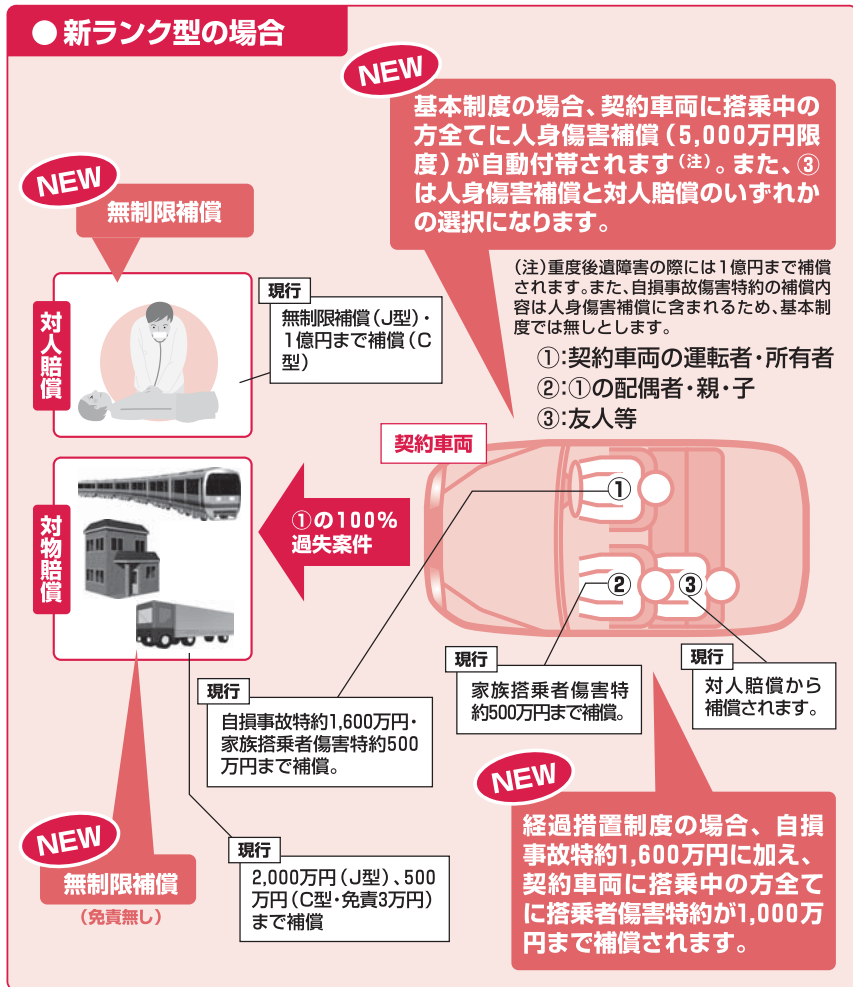
※3：人身傷害補償に包含されます。

※4：現行制度では家族に限定していましたが、新制度では家族以外の搭乗者が死傷した場合にも対象となります。

- 3 自治労共済の独自性のある制度を実施します。

- 1) 地元弁護士と本部顧問弁護士とが連携して組合員の皆さんの職を守る活動が出来るよう、**刑事訴訟弁護費用を現行の100万円から200万円に拡大します。**
- 2) 失職した場合の生活再建資金のために、**500万円の失職等見舞金（仮称）を新設します。（自治労共済オリジナル 制度）**

### ◆ 補償内容 ◆



※新ランク型・新一律掛金型ともに、無共済特約が付帯されます。（2億円程度）

### II 愛車見舞金共済の改定（案）

電柱に衝突する等の単独事故などから、組合員の皆さんの車両を守るため「ワイド」型を実施します。現在の「車対車限定」型との選択が可能になります。また、「ワイド」型と現在の「車対車限定」型の双方とも、自動車共済と同じランクを適用することとします。



自動車共済の5ランク契約のご契約者様が愛車見舞金共済にもご加入される場合には、愛車見舞金共済についても5ランク掛金でご契約できます。また、この場合、自動車共済と愛車見舞金共済のいずれか一方で事故が発生すれば、次年度の掛金は双方4ランクになります。

#### ①支払対象となる事故（事由）の範囲

	ワイド型	車対車限定型
他車と衝突	○	○
単独事故	○	×
当て逃げ	○	×
火災・爆発	○	×

#### ②免責金額

1 契約期間中の事故	ワイド型	車対車限定型
1 回目	3万円	無し
2 回目以降	10万円	5万円

#### ③支払限度額

	ワイド型	車対車限定型
限度額	100万円	100万円
全損臨時費用	20万円	20万円

（注）全損臨時費用は20万円を限度（全損時の車両時価額の10%）に、支払限度額100万円とは別に支払います。

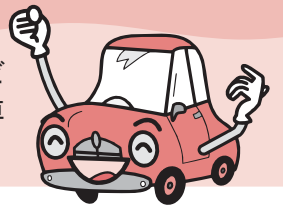
### Ⅲ その他の制度改定内容

- ①人身傷害補償について、**チャイルドシート共済金 (300万円) を新設**します。
- ②搭乗者傷害特約について、四輪車はエアバッグ装備車特別共済金、座席ベルト装着者特別共済金を、それぞれ**現行の100万円から200万円に拡大**します。
- ③搭乗者傷害特約について、四輪車は療養共済金の入院共済金日額を**現行の4,000円から5,000円に拡大**します。ただし、通院共済金については現行どおり2,500円とします。
- ④療養共済金については、**現行の入通院実日数200日限度から、総日数205日の範囲内での入通院実日数 (事故日よりカウント) に変更**します。なお、免責日数は現行どおり5日間とします。
- ⑤**他車運転優先払い制度を実施**します。  
他人の所有する車を運転して事故が発生した場合、貸主の車に付帯されて

- いる任意保険ではなく自治労共済から優先的に支払われます。
- ⑥優良契約者対策として、**5ランクより低い掛金の6ランクを新設**します。
- ⑦ランクダウンルールを1事故あたり3年分下がるようにし、公平性をはかります。
- ⑧他保険切り替えランクを見直し、**優良等級は5ランクスタート**できるようにします。
- ⑨複数台加入者のいずれかが廃車になった場合、上位ランクに統合できるようにします。
- ⑩満期・解約・新規の**ランク継承期間を15日から30日に延長**します。
- ⑪在職加入者は掛金の年払いのほか**月払いや半年払いも検討**します (退職者は原則年払い)。

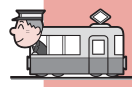
### その2

ご加入者の皆さんに対する幅広いサービスを提供するため、自走不能の際の緊急修理や車両引き上げといったロードサービスや、休日・夜間に対応してきた事故受付センターの「365日・24時間対応」を実施します。また、組合員の皆さんが新車購入を検討する際に様々な優待が受けられる仕組みを構築します。



- 1 現在の事故受付センターで行っている休日・夜間事故受付を、「365日・24時間」事故受付に変更します。事故受付センターの事故受付とロードサービスを一体化させ、事故発生時や故障時などで多くのサービスのご提供が可能になります。
- 2 ロードサービスの具体的内容は、以下のようなサービス内容となります。(委託会社の事情により詳細事項については変更することがあります。)

- 3 全国統一サービス強化の観点から、組合員の皆さんが新車購入を検討する際に「自治労共済指定ディーラー」を紹介することで、様々な優待が受けられる仕組みを構築します。



帰宅費用サービス

トラブル発生現場から自宅までの距離が遠方で自走不能の場合、公共交通機関を利用した場合の帰宅費用。



宿泊費用サービス

トラブル発生現場から自宅までの距離が遠方で自走不能の場合、帰宅出来ずやむなく宿泊を余儀なくされた場合の宿泊費用。



修理後搬送サービス

トラブル発生現場から自宅までの距離が遠方で自走不能の場合、修理完了後、自宅までの運搬費用。



カーライフサービス

レンタカー紹介サービス。リサイクル部品紹介サービス。廃車手続きサービス。

### 無料サービスの具体例



レッカー牽引サービス

出勤基本料金や基本作業料。



車両引き上げサービス

クレーン作業等の落輪引き上げ復帰作業料金。現場までの出張料金。



自走不能時の緊急修理サービス

キーの閉じ込み時の開錠。パンク時のスペアタイヤ交換。バッテリー上がり時のジャンピング(応急処置。充電は対象外)。

### 自動車共済・愛車見舞金共済の掛金について

事務処理の効率化によるコスト削減を行い、掛金の抑制に努めます。具体的な掛金については、掛金表をご参照ください。

車種	現行		改定案		改定/現行			
	型	掛金	型	掛金	間差額	率		
普通車・小型車	J型	1ランク	49,000	新ランク制 ●人傷付帯 ●自損・搭傷無し	1ランク	56,400	7,400	115%
		2ランク	46,000		2ランク	52,800	6,800	115%
		3ランク	43,000		3ランク	48,000	5,000	112%
		4ランク	38,000		4ランク	43,200	5,200	114%
		5ランク	31,000		5ランク	34,800	3,800	112%
	C型	一律掛金	33,000		3ランク移行	48,000	15,000	145%
				4ランク移行	43,200	10,200	131%	
	J型	1ランク	49,000	新ランク制 ●人傷無し ●自損・搭傷付帯	1ランク	50,400	1,400	103%
		2ランク	46,000		2ランク	46,800	800	102%
		3ランク	43,000		3ランク	43,200	200	100%
4ランク		38,000	4ランク		39,600	1,600	104%	
5ランク		31,000	5ランク		31,200	200	101%	
C型	一律掛金	33,000	3ランク移行		43,200	10,200	131%	
			4ランク移行	39,600	6,600	120%		
軽四輪	J型	1ランク	32,000	新ランク制 ●人傷付帯 ●自損・搭傷無し	1ランク	38,400	6,400	120%
		2ランク	28,000		2ランク	36,000	8,000	129%
		3ランク	26,000		3ランク	33,600	7,600	129%
		4ランク	24,000		4ランク	30,000	6,000	125%
		5ランク	18,000		5ランク	24,000	6,000	133%
	C型	一律掛金	20,000		3ランク移行	33,600	13,600	168%
				4ランク移行	30,000	10,000	150%	
	J型	1ランク	32,000	新ランク制 ●人傷無し ●自損・搭傷付帯	1ランク	36,000	4,000	113%
		2ランク	28,000		2ランク	33,600	5,600	120%
		3ランク	26,000		3ランク	31,200	5,200	120%
4ランク		24,000	4ランク		27,600	3,600	115%	
5ランク		18,000	5ランク		21,600	3,600	120%	
C型	一律掛金	20,000	3ランク移行		31,200	11,200	156%	
			4ランク移行	27,600	7,600	138%		

車種	現行		改定案		改定/現行		
	型	掛金	型	掛金	間差額	率	
二輪	J型	1ランク	60,000	新一律掛金	36,000	-24,000	60%
		2ランク	55,000			-19,000	65%
		3ランク	52,000			-16,000	69%
		4ランク	46,000			-10,000	78%
		5ランク	38,000			-2,000	95%
	C型	一律掛金	53,000			-17,000	68%
D型	一律掛金	33,000	3,000	109%			
原付	J型	1ランク	15,000	新一律掛金	9,600	-5,400	64%
		2ランク	11,000			-1,400	87%
		3ランク	9,000			600	107%
		4ランク	8,000			1,600	120%
		5ランク	6,000			3,600	160%
C型	一律掛金	9,000	600	107%			

車種	現行		改定案		改定/現行		
	型	年払掛金	型	年払掛金	間差額	率	
普通車・小型車	車対車	22,000	新ランク制 (車対車)	1ランク	31,200	9,200	142%
				2ランク	28,800	6,800	131%
				3ランク	26,400	4,400	120%
				4ランク	24,000	2,000	109%
				5ランク	19,200	-2,800	87%
				6ランク	18,000	-4,000	82%
普通車・小型車	ワイド	無し	新ランク制 (ワイド)	1ランク	66,000		
				2ランク	61,200		
				3ランク	56,400		
				4ランク	50,400		
				5ランク	40,800		
				6ランク	37,200		
軽四輪	車対車	18,000	新ランク制 (車対車)	1ランク	27,600	9,600	153%
				2ランク	26,400	8,400	147%
				3ランク	24,000	6,000	133%
				4ランク	21,600	3,600	120%
				5ランク	18,000	0	100%
				6ランク	16,800	-1,200	93%
軽四輪	ワイド	無し	新ランク制 (ワイド)	1ランク	60,000		
				2ランク	55,200		
				3ランク	51,600		
				4ランク	46,800		
				5ランク	37,200		
				6ランク	34,800		

# 資料

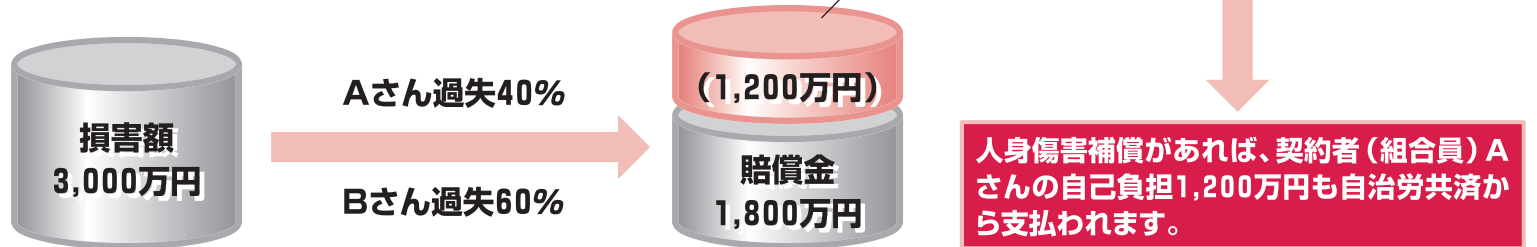
## 1 人身傷害補償の制度内容について

人身傷害補償とは、契約車両に搭乗中の方（契約者やその家族及び友人等）が交通事故に遭遇し負傷した場合、その損害に対して実額で共済金を支払う制度です。実額とは規約に明記された基準に基づき算出し、具体的には、治療費・休業損害・慰謝料などが支払われます。損害に対して定額で支払われる自損事故傷害特約や家族搭乗者傷害特約とは支払方法が異なります。また、**人身傷害補償はノーカウント事故になりますので、人身傷害補償のみから共済金が支払われた場合、次年の掛金は据え置きとなります（ランクダウンしません）。**

**メリット 1** 補償上限額の範囲内で過失割合に関わらず補償されるので、自己負担が無くなり全額補償されます。

### 具体例

契約者（組合員）のAさんは、交差点内でBさん運転のクルマと出会い頭事故を起こし、Aさんは重傷を負い入院しました。過失割合はAさんが40%、Bさんが60%で、Aさんの総損害額は3,000万円でした。



**メリット 2** 当て逃げされた場合にも人身傷害補償から共済金が支払われます。また、加害者側が無保険の場合にも、人身傷害補償から共済金が支払われるので安心です。

**メリット 4** 人身傷害補償は契約自動車に搭乗中の方、全てが対象となります。また、契約者とその家族は契約車両以外の他の自動車に搭乗中の場合にも人身傷害補償から共済金が支払われます。

**メリット 3** 相手方との煩わしい示談交渉は不要です。また、支払基準により、示談の結果を待たずに共済金をお支払いすることも可能になります。

**メリット 5** 補償限度額は5,000万円、重度後遺障害時は倍額の1億円まで補償されます。

## 2 対人・対物事故の高額案件について

以下の表は、判例による高額案件の一部です。対人事故では、被害者の負傷の様態、収入、家族構成等により、損害額は異なります。また、対物事故は、被害物件がトラックなどの営業車や店舗の場合、修理費用の他に営業損害も発生し、被害額が高額になる傾向があります。

下記の判例は、判例掲載誌等に掲載されている事例を対象にしています。なお、損害額には弁護士費用を含みません。

### 【対人事故高額案件の例】

認定総損害額	判決日	様態	年齢	職業
3億2,950万円	2004/6/29	後遺症	27	大学院生
2億8,191万円	2003/4/18	後遺症	18	不明
2億6,856万円	2004/4/22	後遺症	42	外科医・病院理事長
2億6,689万円	2003/8/28	後遺症	23	会社員
2億151万円	2002/6/14	後遺症	21	アルバイト
2億200万円	1995/1/26	死亡	46	会社代表
2億49万円	1995/10/30	死亡	32	配管業

※年齢は、死亡時または症状固定時

### 【対物事故高額案件の例】

認定総損害額	判決日	被害物件
2億6,135万円	1994/7/19	積荷
1億3,450万円	1996/7/17	店舗
1億2,036万円	1980/7/18	電車・線路・家屋
1億1,197万円	1998/10/26	電車
6,074万円	2000/6/27	積荷

※交通事故民事裁判判例集などより

## ◆ 掛金比較等について

このグラフは以下の条件のもと、自治労共済と大手損保会社の掛金の推移を表したものです。

### ● 自治労共済・損保の共通条件

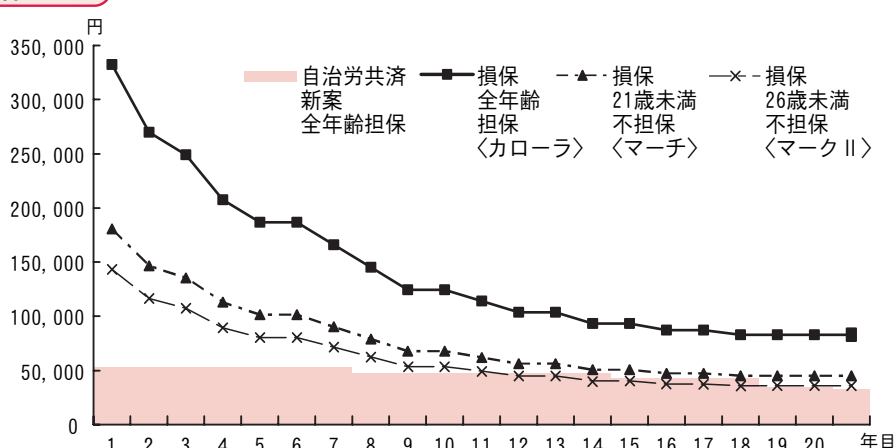
対人賠償：無制限（他車優先払）、対物賠償：無制限（他車優先払）、人身傷害：5,000万円（被共済自動車搭乗中のみ）  
自損事故・搭乗者傷害：無し、地域は沖縄県以外

### ● 自治労共済・損保で異なる条件

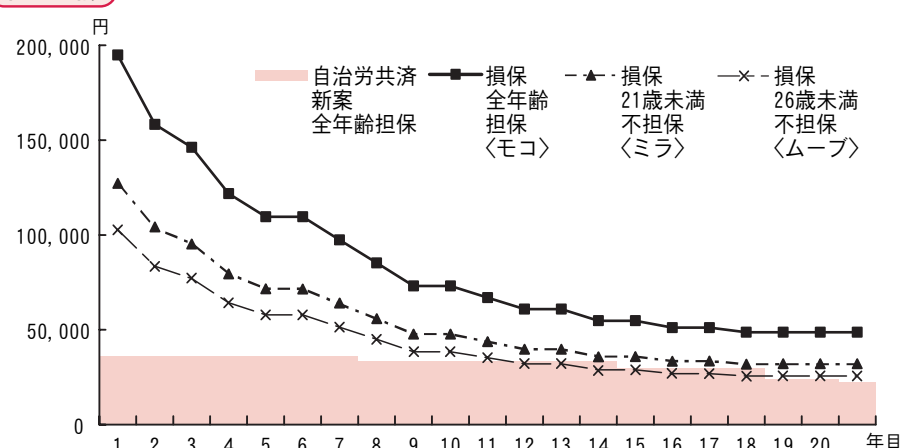
自治労共済は全年齢担保、損保は比較の表に記載の年齢条件

※補償・サービス内容の細部に一部異なる部分があります。

### 普・小



### 軽四輪



<これは、改定案の組織討議用であり、募集用の資料ではありません>